

## 改正 1-5

# 公的年金（被保険者と保険料）

### 3 保険料

#### (1) 国民年金の保険料

##### 第 1 号被保険者

保険料は月額 14,980 円（平成 24 年度） ですが、毎年 280 円ずつアップします。保険料の納付可能期間は 2 年ですが、平成 24 年 10 月から 3 年間に限り、10 年となります。これを経過すると時効により納付できなくなります。経済的理由により納付がむずかしい場合は、免除・猶予の制度を利用します。

##### 第 2 号被保険者

厚生年金保険料を支払う（給与からの天引き）ので、国民年金を別途納める必要はありません。

##### 第 3 号被保険者

保険料の負担なし。 保険料を納付しなくても払ったものとして扱われます。

\_\_\_\_\_部分が改正点です。